

# 全肢連情報

## ZENSHIREN BULLETIN

□編集・発行

一般社団法人全国肢体不自由児者父母の会連合会

〒171-0021

東京都豊島区西池袋4丁目3番12号

□Publisher ZENSHIREN

TEL: 03-3971-0666

FAX: 03-3982-2913

E-mail: web-info@zenshiren.or.jp

皆様からのニュースのご提供を  
心からお待ちしております。

全肢連情報はホームページ「響(ひびき)」でもご覧になれます。URL: <http://www.zenshiren.or.jp>

SNSで障害児・者、肢体不自由児・者の情報交換を *Facebook* <https://www.facebook.com/ZENSHIREN>

## 障害福祉サービス等報酬と障害児の発達支援の無償化

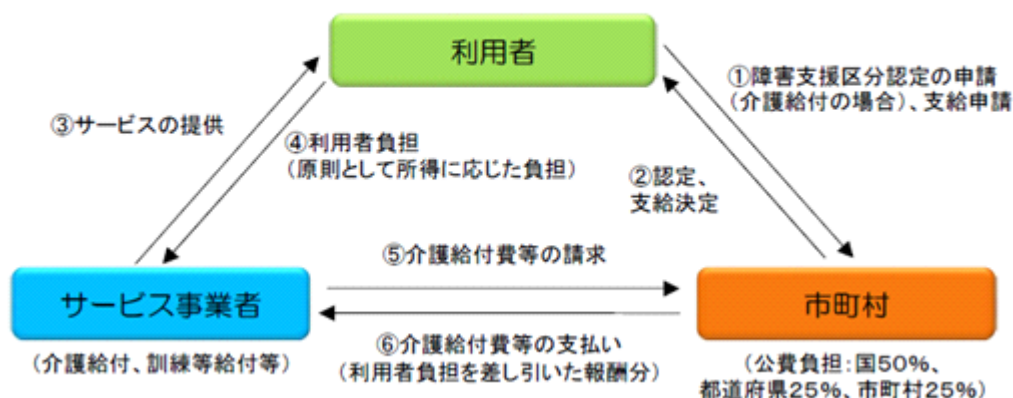
厚生労働省では、障害福祉サービス等に係る報酬についての次期改定に向けた検討を行うため「障害福祉サービス等報酬改定検討チーム」を設置し、現在検討会が行なわれている。

今号では、障害福祉サービス等報酬の仕組み及び障害児の発達支援の無償化についての概要を報告する。

### \* 障害福祉サービス等報酬について

- 障害福祉等サービス報酬とは、事業者が利用者に障害福祉サービスを提供した場合、その対価として事業者を支払われるサービス費をいう。
- 障害福祉サービス等報酬は各サービス毎に設定されており、基本的なサービス提供に係る費用に加えて、各事業所のサービス提供体制や利用者の状況等に応じて加算・減算される仕組みとなっている。

#### 【障害福祉サービス等報酬の支払いの流れ(概要)】



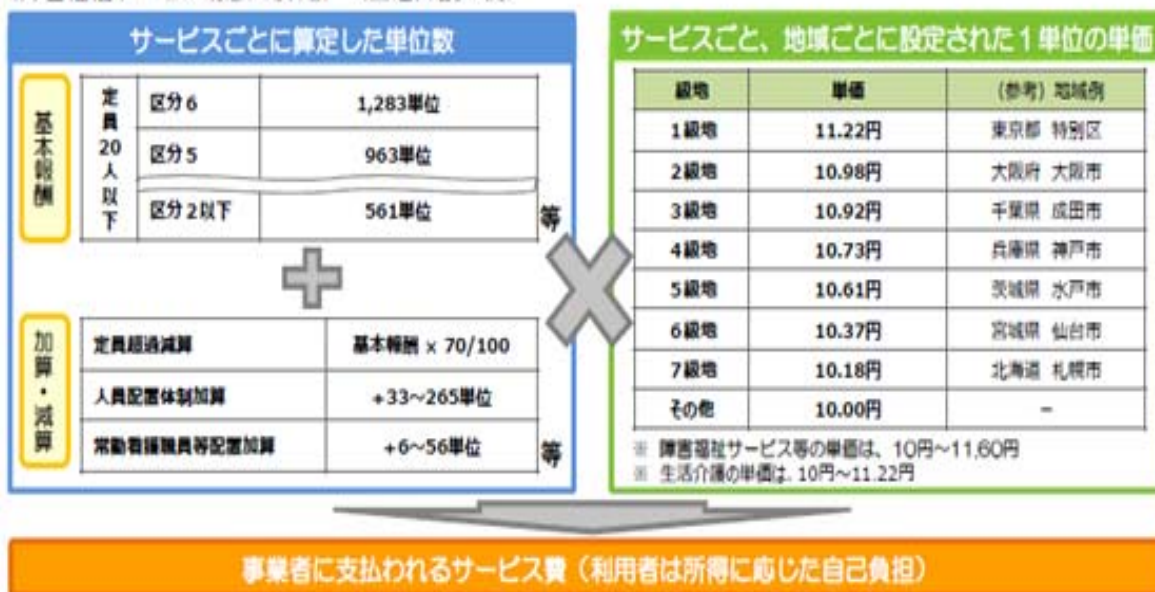
## \* 障害福祉サービス等報酬の仕組み

- 障害福祉サービス等報酬は、サービス提供に要する平均的な費用の額を勘案して設定している。（障害者総合支援法第29条第3項等）
- 利用者に障害福祉サービス等を提供する従業者の賃金は地域によって差があり、この地域差を障害福祉サービス等報酬に反映する為に「単位」制を採用し、地域ごと、サービスごとに1単位の単価を設定している。

事業者を支払われるサービス費(利用者は所得に応じた自己負担) =

①サービスごとに算定した単位数 × ②サービスごと、地域ごとに設定した1単位の単価

### 【障害福祉サービス報酬の算定】（生活介護の例）



## \* 障害福祉サービス等報酬の改定率の経緯

改定時期	改定にあたっての主な視点	改定率
平成21年度改定	<ul style="list-style-type: none"> <li>○良質な人材の確保</li> <li>○事業者の経営基盤の安定</li> <li>○サービスの質の向上</li> <li>○地域生活基盤の充実</li> <li>○中山間地域等への配慮</li> <li>○新体系への移行促進</li> </ul>	5. 1%
平成24年度改定	<ul style="list-style-type: none"> <li>○福祉・介護職員の処遇改善の確保</li> <li>○物価の動向等の反映</li> <li>○障害児・者の地域移行・地域生活の支援</li> <li>○経営実態を踏まえた効率化・重点化</li> </ul>	2. 0%
平成26年度改定	<ul style="list-style-type: none"> <li>○消費税率の引き上げ（8%）への対応</li> </ul>	0. 69%
平成27年度改定	<ul style="list-style-type: none"> <li>○福祉・介護職員の処遇改善</li> <li>○障害児・者の地域移行・地域生活の支援</li> <li>○サービスの適性な実施等</li> </ul>	0%
平成29年度改定	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障害福祉人材の処遇改善</li> </ul>	1. 09%
平成30年度改定	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障害者の重度化・高齢化を踏まえた、地域移行・地域生活の支援</li> <li>○医療的ケア児への対応等</li> <li>○精神障害者の地域移行の推進</li> <li>○就労系サービスにおける工賃・賃金の向上、一般就労への移行促進</li> <li>○障害福祉サービスの持続可能性の確保</li> </ul>	0. 47%

## \* 障害児の発達支援の無償化

○新しい経済政策パッケージ（平成29年12月8日） ※抜粋

### 1. 幼児教育の無償化

<具体的内容>

子育て世帯を応援し、社会保障を全世代型へ抜本的に変えるため、幼児教育の無償化を一気に加速する。広く国民が利用している3歳から5歳までの全ての子ども達の幼稚園、保育所、認定こども園の費用を無償化する。なお、子ども・子育て支援新制度の対象とされない幼稚園については、公平性の観点から、同制度における利用者負担額を上限として無償化する。(略)

<実施時期>

こうした幼児教育の無償化については、消費税引上げの時期と関係で増収額に合わせて、2019年4月から一部をスタートし、2020年4月から全面的に実施する。

また、就学前の障害児の発達支援（いわゆる障害児通園施設）についても併せて無償化を進めていく。(略)

○経済財政運営と改革の基本方針2018（平成30年6月15日） ※抜粋

### 1. 人づくり改革の現実と拡大

#### (1) 人材への投資

##### ① 幼児教育の無償化

(略)

このほか、就学前の障害児の発達支援（いわゆる「障害児通園施設」）については、幼児教育の無償化と併せて無償化することが決定されているが、幼稚園、保育所及び認定こども園と障害児通園施設の両方を利用する場合は、両方とも無償化の対象とする。(略)

<実施時期>

無償化措置の対象を認定外保育施設にも広げることにより、地方自治体において、幼稚園の預かり保育や認可外保育施設の利用者に対する保育の必要性の認定に関する事務などが新たに生じることになることを踏まえ、無償化措置の実施時期については、2019年4月と2020年4月の段階的な実施ではなく、認可、認可外を問わず、3歳から5歳までの全ての子ども及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもについて、2019年10月からの全面的な無償化措置の実施を目指す。

## 医療的ケア児「付き添い要求は差別」～保護者が提訴

たんの吸引を必要とする男子小学生とその両親が、吸引器具の購入や登下校時の付き添いなどを通学の条件とするのは障害者差別解消法に反するとして、地元自治体を相手に、慰謝料など計330万円の支払いと吸引器具の購入義務づけを求めて提訴し、9月13日に名古屋地裁（角谷昌毅裁判長）で第1回口頭弁論が開かれた。

原告側弁護士によると、医療的ケアが必要な児童への学校の対応を巡る訴訟は珍しい。

男児は愛知県内の公立小学校に通う。訴状によると、男児は生後間もなく、気管が狭まる「声門下狭さく症」の診断を受け、気管を切開した。気道を確保するチューブを挿入していて、学校にいる間に1回程度たんの吸引する必要がある。

地元の教育委員会や学校は通学の条件として、吸引器具を保護者が毎日持参して持ち帰るよう求め、母親が約5年間続けた。遠足や校外学習への付き添いも要求され、水泳の授業は3年次まで参加を認められなかった。

男児側は「不安だからという抽象的な理由で、登下校の保護者付き添いなどを求めるのは不当な差別」と主張する。障害を理由とした差別を禁じ、社会的障壁を除く「合理的配慮」を自治体などに求めた障害者差別解消法に違反し、教育を受ける権利も侵害していると訴えている。

第1回口頭弁論で自治体側は、吸引器具の購入義務づけについて争う姿勢を示し、損害賠償に関しては態度を示さなかった。男児の母親は「学校側と何度も話したが分かってもらえず、やむなく提訴した」と話している。

## パラリンアート世界大会2018 表彰式開催される

「パラリンアート世界大会2018」は世界中の障害のある方が芸術的才能を披露する障害者アートのワールドカップ。今回、初の世界大会が36か国の大使館の後援のもと開催された。

8月23日に帝国ホテル東京本館にて行なわれた表彰式では、グランプリのほか、各部門31件の受賞作品が発表された。

▽2018年受賞作品はこちら▽

<https://paralymart-wc.com/award/>

## 平成30年度版障害白書 発行

障害者白書は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第13条に基づき、平成6年から政府が毎年国会に提出する「障害者のために講じた施策の概況に関する報告書」です。

▽詳しくはこちら 内閣府HP▽

<http://www8.cao.go.jp/shougai/whitepaper/index-w.html>

## 障害者雇用水増し問題

### 第三者検証委が初会合 ～中央省庁の障害者水増し

中央省庁の障害者雇用水増し問題で、弁護士など第三者による検証委員会が9月11日、初会合を開いた。厚生労働省のガイドラインに反し、障害者手帳などを保持しない軽度の障害者を算入していた原因や経緯を調査する。10月中に結果をまとめ、政府に提出する。

加藤勝信厚労相はあいさつで「再発防止を徹底していく上で、原因を究明することは極めて重要だ。徹底した検証を行ってほしい」と語った。

検証委は弁護士や大学教授ら5人で構成。委員長で元福岡高検検事長の松井巖弁護士は「なぜこういうことが起きたのか、制度に関する周知が十分だったかも含めて検証したい」と述べ、厚労省など各省庁に調査への協力を要請した。

### 22県で不適切な算入 ～2018年度の障害者雇用率一時事通信調査

中央省庁や自治体の障害者雇用水増し問題で、2018年度に少なくとも22県が不適切な算入を行っていたことが9月12日、時事通信社の調査で分かった。障害者手帳の確認が不十分なケースが目立ち、障害者数を精査した結果、法定雇用率（2.5％）を達成できない見込みの県もあった。

調査は全都道府県の知事部局を対象に実施。国に報告していた6月1日時点の障害者の雇用率などを尋ねた。不適切だった22県では、採用後に障害を負った職員らに関して、障害者手帳を確認せず自己申告だけで算入したり、手帳を取得していない人も障害者と見なしたりしていた。

6月1日時点の雇用率は、回答のあった40都道府県の平均で2.69%だったが、手帳などを確認済みの人に限定して計算し直すと、山形、静岡、島根、愛媛の4県は1%台に下がると答えた。ただ、未確認者の中には改めて調査すれば手帳所持者がいることも考えられ、実際の雇用率は回答よりも高い可能性がある。

一連の問題発覚後に手帳の所持状況を確認し、精査後の雇用率を回答した自治体も9県あり、このうち千葉、山梨、長野、和歌山、佐賀、熊本の6県は法定率を下回った。香川、佐賀、鹿児島は急な退職や内定者の辞退があり、問題発覚前の6月1日時点で既に法定率を満たせない状況だった

## 災害義援金 受領のご報告

このたびは、災害義援金を賜りありがとうございました。

皆様方のあたたかいご支援に心より御礼申し上げます。

※ご送金いただきました御名義で掲載しています。

平成30年8月29日 神奈川県肢体不自由児者父母の会連合会様 ￥100,000-

平成30年9月13日 長野市肢体不自由児者父母の会 会長 小林 敬正様 ￥50,000-

平成30年9月18日現在 ￥1,132,738-

故上野 密 常務理事・事務局長を偲んで

(一社)全国肢体不自由児者父母の会連合会  
会 長 清 水 誠 一

平成30年9月5日、全肢連 常務理事・事務局長 上野 密氏が急逝いたしました。  
あまりにも早すぎる59歳の生涯でした。

私たち全肢連にとって大きな支柱を失い、無念・残念な思いです。

昭和36年に全国の父母の会が結集し全肢連（全国組織）を亡き父 義雄氏を中心に設立。  
昭和55年に社団法人認可を受け業務が多岐にわたることから、故上野 密氏が昭和57年全肢連に勤務。障害児者福祉に情熱を傾け、平成15年に事務局長、平成21年には常務理事となり46年間に亘り全国を駆け巡り各県肢連の意見を取りまとめ今日の障害児者福祉施策向上に大きな功績を残されました。

<全肢連事業に取り組んできた代表的な事業>

- ・37年前 昭和56年日本コカ・コーラとの出会い、国・県の補助が減少する中、全肢連本部・各県肢連の基幹的な自主財源確保（自動販売機の設置事業）  
「さわやかレクリエーション、研修会、各種育成会事業」「環境ハウスで研修」
- ・平成9年アステラス製薬の「フライングスター基金」車いす送迎車、寄贈事業
- ・財団法人JKA（競輪とオートレースの振興法人）医療・介護に関する各種研修事業等

<海外団体との交流>

- ・昭和57年 姉妹血縁締結 社団法人韓国脳性麻痺福祉会（36年間）
- ・平成2年 友好関係団体として調印 中国残失人連合会（28年間）

故上野 密氏は、人と人の出会いを大切に作る精悍な洗練された方でした。

福祉関係団体との交流、厚生労働省を中心に制度改正に際してはヒアリングの全てを傍聴、各県肢連からの意見のとりまとめ等、労を惜しまず献身的な仕事ぶりで、話し方、記憶力、企画力、事務能力どれをとっても素晴らしい方でした。

故上野 密氏 享年59歳、人はいつかその身は彼岸の世界に逝かなければならないとは言え、私たち47都道府県肢連会員一同は深い悲しみと、未だ信じられない思いでいっぱいです。今後の全肢連事業遂行に、各県肢連・会員の皆さまともども、全力で立ち向かってまいる決意です。

理事・事務局員一同、心からお悔やみとご冥福をお祈りします。（合掌）